

会 議 開 催 結 果

1	会議の名称	第 1 回砥部町文化財保護審議会
2	開催日時	令和 2 年 6 月 1 8 日（木）午前 1 0 時から
3	開催場所	砥部町中央公民館 会議室 1
4	審議等事項	(1)協議事項 ア 令和 2 年度事業計画（案）について イ 町指定無形文化財（砥部焼）の認定候補選出について ウ 埋蔵文化財包蔵地の見直しについて エ その他
5	出席者名	【委 員】山田邦男・戸田正和・柴田圭子 太田由美子・日野健三・岡田敏彦 十亀幸雄・渡部智磨子・岡野 保 佐川哲治 【教育長】大江章吾 【事務局】町田忠彦・池内 隆・相原清志 宮本直美
6	公開又は非公開の別	公開
7	非公開の理由	—
8	傍聴人数	0 人
9	所管課	砥部町教育委員会社会教育課 電話 9 6 2 － 5 9 5 2 （内線 7 1 3）

第 1 回砥部町文化財保護審議会会議録（要旨）

発言者	発言内容
事務局	開会宣言
教育長	教育長あいさつ
会長	会長あいさつ
事務局	砥部町文化財保護条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。
会長	第 1 号議題の説明を事務局よりお願いします。
事務局	資料の 1 ページにより令和 2 年度事業計画を説明します。審議会の開催については、年間 4 回計画しています。6 月の審議会、これは本日開催しております。内容は事業計画等の審議です。9 月に文化財現地調査を計画しており、中予地域を考えております。10 月に町指定文化財めぐりを予定しています。今年 2 月（元年度）に開催を予定していた砥部焼関係の指定文化財めぐりですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたので、今年度同じ砥部焼関係の文化財をめぐる予定です。また、11 月 1 日から 7 日までの文財保護強調週間にあわせて、指定文化財の巡視を計画しています。3 月の審議会では、事業報告等を予定しています。 その他、年間の予定としては、伝統芸能の保存会等が行う保存伝承活動に対し、補助金を交付する伝統芸能保存伝承事業、文化財保存に対する修繕補助金を交付する文化財

	保存顕彰事業、周知の埋蔵文化財包蔵地内で工事等を行う場合に、事前に埋蔵物を確認するために掘削を行う試掘調査、その他、埋蔵文化財包蔵地内の巡回や1月の文化財防火デーにあわせて防火設備の点検を計画しています。
会長	年間計画についてご意見ありませんか。なければこの通りの予定で進めていただきます。
委員	(意見なし)
会長	では、第2号の議案について事務局から説明をお願いします。
事務局	資料2ページをご覧ください。 現在、町指定無形文化財（砥部焼）の技術保持者が1人しかおられないということで、追加認定に向けて動いていきたいという話を昨年度第2回審議会でもさせていただきました。 今回は、認定候補者について選出の前に、まず方針について再度確認させていただき、認定基準についてご意見をいただきたいと思います。 事務局としては、伝統工芸士の認定や受賞歴などの技術的な面とともに、人物評価や貢献度という要素も考慮して候補者をあげていく。また、現在活動をされていない方については候補からはずしてはどうか、ということ。今後の県指定、さらには国指定を見据えて、年齢要件は特に設けない、という点を挙げさせていただいております。 それから、文化財指定を行う前に、候補者を指定候補物件リストに入れて、その中から随時指定を行うという流れ

	がありますので、その流れに沿って認定していく、ということのを改めて確認のため記載しております。 今の段階では、基本となるリストを出させていただいて、そこから候補物件リストに上げて、候補者に意思を確認いたしまして、認定までの手続きをする、ということにさせていただきたいと思います。 資料の認定候補選出のためのリストは、伝統工芸士、えひめ伝統工芸士、愛媛の陶芸展の受賞者リストから作成したものに、町文化功労賞受賞者を反映させています。 まずは認定基準についてご意見がありましたらお願いいたします。
会長	では、資料に掲げている方針について、何かご意見がありますか。
委員	町文化功労賞受賞者から認定する、という流れは町民にも納得できるものだと思います。
会長	これまでも、絶対そうでなくてはいけないということはないが、文化功労賞受賞者から認定する流れがありました。
委員	必ずこうでないといけない、という言葉は入れない方が柔軟な対応ができると思います。
会長	年齢については、年齢制限を設けない、という表現で良いのではないですか。技量、貢献度を正當に評価すれば良いということです。 ほかに基準についてご意見はありますか。

委員	受賞歴を考慮するのは良いと思いますが、実際に技術を見ないとわからないのではないですか。
会長	技術を見てもその道にいる人でないとわからない。受賞歴等は伝統産業会館等で収集するなど参考にして、これまではその次に町文化功労賞がある、という考え方でスムーズに来ていましたが、現在は文化功労賞を受賞している砥部焼の方が少ない。
委員	平成18年度以降、伝統工芸士が出ていない理由はありますか。
会長	候補がいらないということだと思います。伝統工芸士の認定の場合、組合が推薦して、試験があります。
委員	陶器を作っている方を認定できるかどうか。
会長	それを考えると、砥部焼とは何か、という問題に関わってくる、大変難しいテーマです。町の文化財では、過去陶器制作者も砥部焼の技術保持者となっています。 基準については大体確認できたということで、認定候補者リストを作っていく、ということによろしいですか。事務局から何かありますか。
事務局	現在活動されていない方の確認と、ほかの作品展の受賞歴等、入れた方がよい基準がありますでしょうか。また、実務年数などを無形文化財の基準として入れるのは適当でしょうか。

会長	活動されていない方については、こちらで確認して後日連絡します。実務年数等の基準については、町文化財に認定される方で伝統工芸士に引っかからないという方はいません。このリストを見てみると、充分挙げられていると思います。
委員	部門の欄の加飾というのは何ですか。
会長	加飾は幅が広く、絵付けだけでなく釉薬を加えて絵の中に取り込む、というものです。デザイン部門という考えで良いと思います。砥部ではロクロ成形や絵付けの評価が高く、資料にある鑄込み成形は評価が低いですが、立派な技術だと思います。
委員	部門ごとに認定を考えていくのはどうでしょうか。
委員	部門に分けていくと、所属している人の割合で多い少ないがありバランスが難しくなると思います。制約を設けない方が良いのではないのでしょうか。
会長	これまではそういう考え方でした。 今日この場で認定候補まで挙げるのではなく、委員の皆さんに持ち帰っていただいて、削除や追加を挙げてもらったら良いと思います。
事務局	よろしくお願いします。
会長	それでは、第3号議案について事務局からお願いします。

事務局	資料 2 ページをご覧ください。 埋蔵文化財包蔵地範囲の見直しについて、経緯を記載しておりますが、北川毛窯跡の範囲について、地元で伝わる場所と過去の遺跡分布地図に差異があることが判明しまして、令和元年度に範囲の修正、新規指定を行いました。 そこから、他の箇所においても、遺跡分布地図と実際の範囲との食い違いがある可能性があるため、これを機に包蔵地の見直しをしたい、と考えております。 どのように行うかについて、方針案として、まず、遺跡分布地図の各遺跡位置、遺跡台帳（包蔵地カード）の見直しをする。修正の必要がある包蔵地について、踏査をベースに過去の試掘調査結果や文献等により範囲を確認、修正する。また、台帳の修正も行っていく。 期間については、今年度中に台帳や現在の遺跡分布地図、過去の地図等を比較して違いがある遺跡の洗い出しを行い、来年度以降から実施する方向で考えています。 人員をどうするか等は、この方針が決まらな^といと具体的な話になりませんので、ご意見をお願いします。
会長	皆さんご意見ありませんか。
委員	洗い出しというのは誰が行う予定なのでしょうか。事務局だけだと無理があると思います。計画段階から、専門職員を入れて予算が必要な仕事で、本格的に行うなら何年もかかります。
委員	状況確認だけなら時間はかからないと思います。ただし現地を歩いて、地図を見てすぐに判断できる専門職員が必要です。

委員	見直しは意義があることです。砥部町は埋蔵文化財の専門職員がいないので、他市町も参考にして無理のない方法を考えた方が良いでしょう。
委員	参考までに、今治市で専門職員のみで行った場合は早く終わられたが、地元には根付かない。旧内子町、旧東予市では考古学講座を行い、受講生から人を集めて踏査を実施しました。3年くらいかかりました。 伊予市は台帳を見て現地確認をして包蔵地の見直しを行っている、砥部町が予定しているのと同じ方法です。 悉皆^{しっかい}調査を行うと費用等かかります。地元の人に入ってもらえるか、専門職員のみで行うかでも変わってきます。
委員	何のために行うか、ということですが、町誌 ^{へんさん} 編纂のことがあると思います。今、町民に興味ある人を募っても人がなかなか集まらない。保護審議会の行ったことが地元に戻元されていない。行政が積極的にアクションを起こす必要があります。
会長	包蔵地の見直しについて、事務局としてはどの程度のグレードで行うことを想定していますか。
事務局	遺跡台帳と、昔の包蔵地の地図と現在の地図を比較して、踏査前の段階ですれがあるものについて踏査等をしていく、という考えです。現地踏査は専門職員がいなければ難しいのは理解しています。
委員	町誌編纂のこともあるので、現在の包蔵地の部分の見直しだけでも、線引きがされた当時と現在では、現地が大き

	く変わっていると思うので現地確認は必要だと思います。 それから、砥部焼の窯についても総合的に考えて行った方が良いでしょう。地元の方への説明は、現地説明会等で機会を見つけて実施していけば興味を持ってくれるのではないのでしょうか。
事務局	近世以降の年代の窯跡については、包蔵地として指定すべきものとして良いのでしょうか。
委員	近代、現代だからと言って包蔵地に入れないとすると、砥部焼の歴史が抜けてしまう。現在に続く砥部焼の歴史を考える上で、残っている窯は大事です。
委員	広田地域は2か所しか指定されていません。そのうち1か所は城跡ですが、城跡ということは周辺に集落があった可能性がある。周辺を歩く必要があると思います。
会長	窯の話を言えば、自分の所に登り窯、二重窯、素焼き専門の窯が残っています。町に寄贈の話を出したが断られてしまった。壊すかどうするか迷っている状態です。
事務局	現在の包蔵地図が古く、新しい範囲指定があった場所を反映していなかったり、県の遺跡分布地図とのずれが見つかったりしていますので、現況を反映させた地図の方は早めに対応したいと考えております。 また、包蔵地の見直しに合わせて、今回の町誌を出すというのは難しいと思います。 悉皆調査等は、別の事業として検討したいと思います。

委員	まず現況の地図を確認する、その後悉皆調査を行う、というので賛成です。
会長	現在の地図と大きく違う所があるかどうかを確認して、今後改めて再調査、ということで進めてください。 その他、事務局から何かありますか。
事務局	その他としまして、2点ほど報告いたします。 ・文化財説明看板の修正について 今年度は、6枚の看板について修繕を行う予定です。修正案については資料をお配りしております。 ・七折坂本窯址資料配布 十亀委員から、七折坂本窯址に関する報告書を提出していただきましたので、皆様にもコピーを配布しております。 以上になります。
会長	その他、ありませんでしょうか。
委員	米山書神名石の看板説明文ですが、現在、三輪田米山については学習指導要領でも明治の書の代表的作家として評価がされています。「その独自の書は高い評価を受けている」を「その書は日本書道史においても高い評価を受けている」と表現を変えてはいかがでしょうか。
事務局	説明看板の文章に反映させたいと思います。
委員	「砥部町の文化財」が発行されましたが、その後反響はどうですか。

事務局	広報の「砥部町の文化財」無料配布記事をご覧になった方が、何名か窓口に取りに来られています。感想等は今後、ということになると思います。
会長	他にありませんか。 それでは、これですべての議題を終了します。 お世話になりました。以上で第1回文化財保護審議会を終了します。 － 閉会 －